

～住居番号表示板・街区表示板の取り替えにご協力ください～

住居番号表示板や街区表示板がはがれていたり、折れていたり、古くなって文字が見えなくなっていないですか？

市では補修や新しい表示板に無料でお取り替えしていますので、市民課戸籍住民係までご連絡をお願いいたします。

【住居表示とは】

住居表示は「住居表示に関する法律」や「滝川市住居表示に関する条例」に基づいて町をわかりやすくしたり、郵便物を配達しやすくしたりすることを目的とした制度です。市民生活の利便性向上に欠かせない制度ですので、各表示板の取り付けや取り替えにご理解とご協力をお願いいたします。

【住居番号表示板とは】

住居表示が実施されている区域にある建物の入り口付近（門柱、玄関など）に街区符号と住居番号が記入してある表示板を取り付けていただいています。

【住居番号表示板】

大きさ縦 6 cm×横 12 cm



【街区表示板とは】

住居表示が実施されている区域にある街区（○町○丁目○番の区画）の角地付近の建物などに、建物の所有者の許可を得て、歩行者や車から見やすいところに町名と街区符号が記入してある表示板を取り付けています。

特に折れ曲がっている、取れかかっているなどの場合は危険防止のため、すぐにご連絡をお願いいたします。

【街区表示板】

大きさ縦 66 cm×横 12 cm



<お問い合わせ>

滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
滝川市役所市民課戸籍住民係
電話 0125-28-8015（直通）